

十日町西部地区振興会会則

名 称

第 1 条 本会は、十日町西部地区振興会と称し、活動拠点を西部会館とし、事務所機能を会長宅におく。

目 的

第 2 条 本会の目的は、西部地区の振興に寄与する諸施策を策定し、その推進にあたるとともに、地域住民の地位向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

事 業

第 3 条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

1. 地域の福祉向上・教育・文化及び体育の振興に関すること。
2. 地域の道路・河川・治水の整備促進に関すること。
3. 地域の自主防災・防犯・交通安全対策及び災害時の対応に関すること。
4. 地域づくりに関する調査・研究、地域の情報収集・情報発信及び地域コミュニティー向上に関すること
5. 地域の各種事業の誓願陳情に関すること。
6. 地域住民の親睦融和に関すること。
7. その他目的達成のために必要な事項。

会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 地域内に居住する世帯主、又はこれに代わるもの。
2. その他本会の主旨に賛同するもの。

役 員

第 5 条 本会の役員はつぎの通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 5名
3. 委員長 5名
4. 事務局長 1名
5. 事務局員及び事務局会計担当 若干名
6. 理事 各町内代表（囑託員または町内会長）
常任理事及び指名理事 若干名
7. 評議員 各町内 1名又は2名
8. 青年団体代表 各団体長 1名
9. 監事 2名 評議員の中から選出する。

役員選考

第6条 本会の役員選考は次ぎの通りとする。

1. 会長・副会長は選考委員会で選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は各町内代表（囑託員）及び会長が指名する常任理事と会長指名理事とする。
3. 評議員は各町内より1名又は2名選出する。
4. 青年団体代表は各団体長1名を選出する。
5. 監事は評議員から選出する。
6. 事務局長・事務局員及び事務局会計担当は会長が指名する。

任期

第7条 本会の役員任期は、会長・副会長・委員長・副委員長・事務局長・事務局員・事務局会計担当・常任理事・指名理事・監事・評議員は2カ年とし、町内代表（囑託員）理事、青年団体代表は1カ年とする。但し、再任は妨げない。

任務

第8条 本会の役員の任務は次ぎの通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会長の命を受け事業の執行にあたる。
4. 事務局員会計担当は本会の収支を掌理し、金銭を出納する。
5. 理事、青年団体代表は各種振興会事業の企画運営にあたる。
6. 評議員は事業計画・予算及び事業報告・決算の承認等必要に応じ会務の審議にあたる。
7. 監事は本会の会計を監査する。

相談役・顧問

第9条 本会に相談役を置くことができる。

第10条 本会に常任顧問及び顧問を置くことができる。

1. 常任顧問は、社会福祉協議会長・公民館長とし会長が委嘱する。
2. 顧問は、地元有識者・振興会直前会長とし会長が委嘱する。

会議

第11条 本会の会議は次ぎの通りとする。

1. 総会は年1回とし、理事・監事・評議員・青年団体代表で構成する。臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。
2. 理事会は、会長・副会長・町内代表理事・常任理事（正副委員長とする。）で構成し、必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、常任顧問・顧問・会長・副会長・委員長・副委員長で構

成し、必要に応じて会長が招集する。

4. 常任理事会は、会長・副会長・常任理事で構成し会長が毎月招集する。
5. 委員会は、委員長・委員・副会長で構成し、委員長が招集し、必要に応じて、会長、事務局長、事務局会計担当を招集する。
6. 監事会は必要に応じ開催する。
7. 会議は、構成員出席者の過半数で議決する。

役員報酬および交通費

第12条 役員に報酬を支払うことができる。

1. 会を代表して会議等への出席及び出張した場合に交通費を支給することができる。

委員会

第13条 本会の事業を推進するため委員会を置くことができる。

1. 委員会の構成は、担当副会長・委員長・副委員長・委員がこれに当たる。
2. 委員長・副委員長・委員は会長が委嘱する。
3. 委員会は、次の5委員会とする。

ア 総務広報委員会

- ・地域作りに関する事
- ・請願陳情に関する事
- ・地域への広報紙等による情報発信に関する事 等

イ 事業開発委員会

- ・地域の道路、河川、治水等の整備促進に関する事
- ・地域コミュニティー向上に関する事 等

ウ 体育青年委員会

- ・地域の体育の振興に関する事 等

エ 環境生活委員会

- ・地域の自主防災、災害時の対応等に関する事
- ・地域の防犯対策、交通安全対策に関する事
- ・地域の環境整備に関する事 等

オ 社会福祉委員会

- ・地域の福祉向上に関する事
- ・敬老会の開催等に関する事 等

会費

第14条 本会の経費は会費及び寄付金・十日町市交付金・その他の収入を持ってあてる。

1. 会費は年額1,000円とし、毎年4月1日現在の世帯数を対象に徴収する。

事業計画・予算及び事業報告・決算

第15条 本会の事業計画及び予算は、その分掌に基づき各委員会において作成し、事務局が取り纏め常任理事会において審議する。

1. 事業報告及び決算は、その分掌に基づき各委員会において作成し、事務局が取り纏め常任理事会において審議する。

会計年度

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

その他

第17条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

付 則

会則の改廃は、常任理事会で決定し、総会の承認を得て効力を発する。

この会則は昭和62年10月24日より実施する。

この会則は平成2年5月26日より実施する。

この会則は平成4年4月20日より実施する。

この会則は平成8年6月10日より実施する。

この会則は平成12年2月24日より実施する。

この会則は平成14年5月18日より実施する。

この会則は平成16年5月16日より実施する。

この会則は平成20年6月12日より実施する。

この会則は平成22年5月19日より実施する。

この会則は平成24年5月23日より実施する。

西部地区振興会「会長経費並びに慶弔に関する規程」

目 的 西部地区振興会長の他団体当職に関する経費は振興会の負担とし、代理者の出席も同様とする。

西部地区振興会の役員・理事・顧問・監事および所属団体の慶弔にあたり、祝意および弔意を表するため次のとおり定める。

ただし、本会に対する貢献度を勘案し会長、副会長が協議し執行するものとする。

1. 慶事 本人の県知事表彰以上で祝賀会開催の場合
式場の生花（1万5千円程度）
2. 弔事 本人の死亡の場合
花輪（1万2千円程度）
香典（1万円）
3. 所属団体の記念事業で祝賀会開催の場合
御祝（5千円程度）

制定年月日 平成21年6月 2日

改正年月日 平成22年5月19日（会長経費に関する事項追加）

西部地区振興会「報酬および交通費に関する内規」

目的 会則第12条の役員報酬および交通費に関する支給額を定めることを目的とする。

ただし、支給に関しては予算の範囲内とする。

1. 報酬

会長	年間	100,000円
副会長	年間	30,000円
委員長	年間	30,000円
副委員長	年間	15,000円
事務局長	年間	60,000円
事務局会計	年間	50,000円

2. 交通費

会を代表して会議等への参加及び事業実施に関する出張を行った場合は、実費を弁償する。

制定年月日 平成24年5月23日